

第24日

平成26年9月25日（木）

午前10時零分開議

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案については、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、環境民生常任委員会に付託していた第54号議案ほか11件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 柴山恭子君登壇）

○環境民生常任委員長（柴山恭子君） 皆様、おはようございます。ただいま議題となりました第54号議案ほか11件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第54号議案平成25年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本会計は、地域改善対策の一環として歴史的、社会的理由により生活環境の安定向上が阻害されている地域の環境整備、改善を図るため、住宅改修資金、宅地取得資金、住宅新築資金に対する貸付事業、また旧朝倉町において水洗便所改造資金貸与事業が実施されていたもので、現在は償還率の向上を図ることを目的とし、償還を推進しているものです。

住宅新築資金等貸付金につきましては、貸付利息額を含む貸付金総額19億1,190万4,000円から繰上償還による利子減額、不納欠損額、平成24年度までの償還済み額を差し引き、さらに平成25年度の償還額948万5,000円を差し引いた貸付残高が1億3,013万2,000円で、平成25年度末の累計償還率は93.2%となっております。

また水洗化改造資金につきましては、貸付金総額900万円について、平成25年度の償還額2万5,000円で、累計償還率は100%となり、完済されております。

執行部の説明によりますと、平成25年度の実績としましては、滞納者に対して毎月催告書を送付し、電話催告や訪問徴収により徹底した償還指導を行い、また貸付金返還請求の訴訟を1件行ったとのこと。歳入につきまして、諸収入の不納欠損額803万9,000円は、裁判に伴う時効の援用により債権が消滅したものとのこと。歳出につきましては78.7%を占める基金積立金812万5,000円は、今後の歳入不足に備えるため、朝倉市住宅新築資金等貸付事業財政調整基金に積み立てたとのこと。また貸付金の財源として借り入れた起債の最終償還期限は平成35年となっており、金利の高い起債については繰上償還を行ったとのこと。さらに滞納者に対しては、今後も面談を行い、償還意識を高めさせ、少額であっても自発的な償還履行を促すなど、滞納問題の解決に取り組んでいくとの

ことでありました。

本委員会といたしましては、滞納問題の解決に向けて努力されていることは認めながらも、依然として多額の貸付残額があることから、さらなる努力を要望して、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第56号議案平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本特別会計につきましては、国民健康保険事業を賄う事業勘定と、朝倉診療所に係る直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されているため、それぞれの勘定ごとに報告させていただきます。

まず、事業勘定につきましては、平成25年度の歳入歳出差し引き額は6億7,379万7,000円の歳入不足であり、この額は平成26年度予算からの繰上充用で補填されています。執行部の説明によりますと、国民健康保険被保険者数が減少しているのに対し、平成25年度の1人当たり療養諸費は39万7,000円で、前年度と比較して2万円、約5.4%増加したとのことです。歳入歳出決算状況につきまして、歳入では自主財源である国民健康保険税の占める割合は約5分の1で、依存財源が約5分の4を占めています。歳出ではその大部分が医療費の支払いで占められております。このように厳しい財政状況にあっても、被保険者の高齢化や医療の高度化により医療費の増加は避けられませんが、今後とも医療費の抑制に向けて、健康課など関係各課と連携し、特定健診や特定保健指導による生活習慣病の予防、重複受診者や多受診者の指導等を通して医療費の適正化に努めていきたいとのことでした。

また、6月定例会中の環境民生常任委員会で国民健康保険特別会計事業勘定の健全化に向けた市の方針について整理の進め方を確認していましたが、その後、7月に国民健康保険運営協議会へ国民健康保険税税率改正の諮問を行い、協議会が開催され、答申を受けたとのことです。その内容は、まず税率改正については必要な措置と判断されましたが、一般会計からの繰り入れもあわせて行い、被保険者の負担が過大にならないようにすること、また税の収納率対策について、なお一層の努力をすることであったとのことです。保険年金課としては、今後、関係課等と協議を行って、条例改正等のしかるべき措置を行いたいと考えているとのことでした。

次に、直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出差し引き額が10万8,000円となっております。執行部の説明によりますと、主要事業としては健診時の検査をスムーズに行うための検査装置購入及び分電取りかえ工事を行ったとのことです。外来受診者数は1万6,605人、誕生月健診者数は1,738人とどちらもほぼ前年度同様であったとのことです。

本委員会といたしましては、以上のような執行部の説明を了としながらも、特に事業勘定では長く繰上充用が続いており、依然として非常に厳しい状況にある中、示された国民健康保険特別会計事業勘定の整理については、協議会の答申を受けるなど準備が進んでいる状況にあることは理解しながらも、税率改正については市民の負担が過大にならないよ

うに十分に検討すること、また早期に赤字が解消されるように一層努力されることを要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第57号議案平成25年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

後期高齢者医療制度の運営は福岡県後期高齢者医療広域連合が主体となり、資格の管理、保険料の決定、医療給付などを行い、市では保険料の徴収及び相談、各種申請及び届け出の受け付け、保険証の引き渡しの窓口業務を行っております。

執行部の説明によりますと、平成25年度の事業実績では、特に保険料の徴収業務につきましては、新規加入者への口座振替の推進、保険料未納者に対する督促や催告、納付相談を実施するなど、保険料の収納向上に努めたとのこと。その結果、現年度分保険料収納率は99.5%で、広域連合が定めている予定収納率99.0%を超えることができたとのこと。今後も収納対策課と連携を図り、引き続き保険料の収納率向上に努めていくとのことでした。

また、その他の業務としましては、制度を広く周知していくため、広報紙への掲載、パンフレット配付、それから毎月開催している医療証交付式の中で制度内容の説明を行い、広報活動に努めていたとのこと。であります。

歳入歳出差し引き額は1,953万6,000円となっております。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第58号議案平成25年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

介護保険は介護を要する状態となっても人として尊厳を保持し、有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように、真に必要な介護サービスを総合的、一体的に提供する制度で、40歳以上の住民で公平に支える制度として平成12年にスタートし、市は要介護認定保険給付を行い、その財源として必要な費用の半分を国、県、市町村等交付負担で賄い、残りを被保険者から保険料を徴収し、運営しております。

本特別会計につきましては、保険事業勘定と介護サービス事業勘定の2つの勘定が設定されているため、それぞれの勘定ごとに報告させていただきます。

執行部の説明によりますと、まず保険事業勘定につきましては、平成26年3月31日現在の第1号被保険者数総数は1万6,731人と、市の全体人口は減少しているものの、65歳以上の人口は年々増加しており、ここ数年で団塊の世代が65歳に到達していることが一因とのこと。また要介護認定者数も高齢化率、独居高齢者等の増加とともに伸びているとのこと。

歳入では保険料収納率の現年賦課分が99.06%、過年賦課分が25.13%となっており、歳出では保険給付費が48億600万9,000円で、全体の94.1%を占めています。また朝倉市介護

給付費準備基金については1,318万2,000円を積み立て、600万円を取り崩し、平成26年5月31日現在の基金残高は3億7,969万3,000円となり、今後の介護保険事業に必要な経費が不足した場合の財源確保ができたとのことです。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、要支援1及び2の人に適正な介護サービスを提供することで心身及び生活機能の維持、改善を図り、自立した生活が維持できるように支援することを目的としております。この会計で行っている事業は、朝倉市地域包括支援センター、あるいは委託先の介護予防支援事業者において要支援認定者のケアプランを作成しています。平成25年度の歳入総額は2,954万6,000円、歳出総額は2,187万6,000円で、この差額は翌年度へ繰り越されるとのことです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了としながらも、高齢者の負担を軽減できるよう介護保険制度の改正等の状況を把握しながら、次期介護保険事業計画を策定し、今後の事業が円滑にいくよう要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第66号議案平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本件は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,870万1,000円を追加しようとするものです。

内容といたしましては、歳入は一般被保険者国民健康保険税、一般会計繰入金です。歳出は平成25年度の退職者医療療養給付費交付金の確定に伴い、超過交付された額を社会保険診療報酬支払基金に返納する精算金及び社会保障・税番号制度システム整備経費を計上するものです。

本委員会といたしましては、実情に即した対応で事務執行上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第67号議案平成26年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本件は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,158万7,000円を追加しようとするものです。

内容といたしましては、歳入は一般会計繰入金及び繰越金、歳出は平成25年度後期高齢者医療保険料等負担金を広域連合へ納付する納付金及び社会保障・税番号制度システム整備経費を計上するものです。

本委員会といたしましては、実情に即した対応で、事務執行上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第68号議案平成26年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本件は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,750万6,000円を追加しようとするものです。

内容といたしまして、歳入は介護給付費交付金、一般会計繰入金、介護給付費準備基金繰入金及び繰越金です。歳出は平成25年度介護給付費地域支援事業費の確定に伴う国、県、社会保障診療報酬支払基金への返還金及び社会保障・税番号制度システム整備経費を計上するものです。

本委員会といたしましては、実情に即した対応で、事務執行上必要な措置であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第69号議案朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が公布されたこと及び次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律により、母子及び寡婦福祉法の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。法律の題名の改正及びこれまで施行令で規定されていた配偶者のない男子に係る規定が母子及び父子並びに寡婦福祉法において規定されたことにより、規定の整理です。

本委員会といたしましては、本件は法令の改正に伴うものであり、その内容を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第70号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするもので、法律の題名の改正による規定の整理です。

本委員会といたしましては、本件は法令の改正に伴うものであり、その内容を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第72号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

第72、73、74号議案の3議案につきましては、子ども・子育て支援法等が制定されたことに伴い、保育、教育、子育て支援事業に係る給付制度は大きく変わることから、給付事業の全体像や子ども・子育て支援の提供等について執行部より説明を受け、その後、条例についての審議を行いました。

本件は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、児童福祉法の一部が改正されることに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

予定では、平成27年4月1日から家庭的保育事業等について市長は条例で定める基準に

より認可を行うことになるため、児童福祉法第34条の16第1項及び第2項の規定により、厚生労働省令で定める基準に従い、または参酌して、朝倉市の基準を条例で定めるものです。

執行部の説明によりますと、基準の内容は家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業のそれぞれの事業の規模や形態に応じて基準を分けて定めており、その主なものとしては、設備の設置や面積等の基準、設置すべき職員の人数や資格要件、食事の提供、連携施設の確保、要件等です。今回定めようとしている基準の内容は、厚生労働省令で定める基準と同内容としていますが、省令に暴力団参入排除規定がないため、市独自に追加しているとのことです。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、ニーズを満たすだけでなく、質の高い教育や保育の提供につながるような環境を整えることを要望して、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第73号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本件は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、児童福祉法の一部が改正されることに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

予定では、平成27年4月1日から放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、市長は条例で定める基準により検査等を行うこととなるため、児童福祉法第34条8の2第1項及び第2項の規定により、厚生労働省令で定める基準に従い、または参酌して、朝倉市の基準を条例で定めるものです。

執行部の説明によりますと、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育について、今回定めようとしている基準の内容は、厚生労働省令で定める基準と同内容としていますが、市独自に追加しているのが、暴力団参入排除規定、設備の基準に関する経過措置及び職員に対する経過措置とのことです。経過措置について、まず設備に関するものは、専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上なければならないとしていますが、基準を満たすには環境整備が必要なため、5年間の猶予期間を置くとのことです。また職員に関しては、1の支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下としていますが、現状において、これに合致しない事業所があり、支援員の確保、育成が必要なため、5年間の猶予期間を置くこととするとのことです。

本委員会といたしましては、この条例の制定は放課後児童健全育成事業の質の向上につながることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第74号議案朝倉市特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本件は、子ども・子育て支援法が公布されたことに伴い、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

予定では、平成27年4月1日から教育、保育施設及び地域型保育事業者について、市長は条例で定める基準により、施設型給付費または地域型保育給付費の支給に係る施設または事業者としての確認を行うこととなるため、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第3項並びに第46条第2項及び第3項の規定により、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して、朝倉市の基準を条例で定めるものです。

執行部の説明によりますと、給付費の支給に係る対象施設、事業は、施設型給付費が教育、保育施設、地域型保育給付費が家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業で、基準の内容は内閣府令で定める基準と同内容としていますが、内閣府令に暴力団参入排除規定がないため、市独自に追加しているとのことでした。

本委員会といたしましては、条例の制定が法の公布によるものであり、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましては、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。13番村上百百合子議員。

○13番（村上百百合子君） 第56号議案について、平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質問いたします。

この特別会計におきましては、毎年度課題になっていきます、26年度、翌年への繰上充用の件につきましてしっかり協議されたということの御報告がございました。この協議会での協議が進められているとことが報告でありましたが、その進捗状況を委員会ではどのように検討されたのか、また、この委員会から協議会への提言など行ったのでしょうか、伺います。

○議長（手嶋源五君） 環境民生常任委員長。

○環境民生常任委員長（柴山恭子君） この協議会での進捗状況はお聞きしておりませんが、報告しましたように、7月に国民健康保険運営協議会が諮問を行い、開催されまして、その内容については市税からの投入及びできるだけ税の額を上げないということだけしか聞いておりません。

以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第54号議案平成25年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第56号議案平成25年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第57号議案平成25年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第58号議案平成25年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり認定

されました。

次に、第66号議案平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第67号議案平成26年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第68号議案平成26年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第69号議案朝倉市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第70号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第72号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第73号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第74号議案朝倉市特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第55号議案ほか10件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 中島秀樹君登壇)

○建設経済常任委員長(中島秀樹君) ただいま議案となりました第55号議案ほか10件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告いたします。

まず、第55号議案平成25年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額451万3,000円となっています。簡易水道の設置箇所は7カ所、給水区域は7区域です。給水人口が74人減少し、年間総配水量が1万2,181立米減少していますが、これは松の木団地が上水道に編入したことにより、給水地区が1地区減少したのが大きな要因です。歳入は水道使用料、一般会計繰入金など、歳出は施設の維持管理費が主なものです。矢野竹簡易水道は浄水場修繕工事及び配水施設修繕工事を、鬼ヶ城簡易水道はろ過砂入れかえ工事及び給水施設修繕工事を、寺内簡易水道は次亜塩素酸ソーダタンク交換工事を、これらを実施し、全施設において水道法等の規定による原水、浄水の水質検査を行いました。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第59号議案平成25年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入総額18億4,992万4,000円、歳出総額18億4,693万9,000円となっています。本会計は筑後川中流右岸流域関連公共下水道、秋月及び朝倉地区特定環境保全公共下水道の事業推進と管理運営を行っています。筑後川中流右岸流域関連公共下水道は、平成25年度に6,930メートルの管路を布設し、12.15ヘクタールの整備を行いました。平成26年度3月末現在、計画面積は888ヘクタールに対し、整備面積472.6ヘクタール、整備率は53.2%の状況です。秋月地区特定環境保全公共下水道及び朝倉地区特定環境保全公共下水道は、面整備事業が完了し、経年的な老朽化が進んでいる朝倉中央浄化センターについても長寿命化計画の実施計画を行いました。歳入は使用料収入のほか、受益者負担金、下水道整備に係る国庫支出金、事業債の借入れ、一般会計からの繰入金。歳出は下水道の建設事業費、維持管理費、起債の元利償還が主なものです。

審査に当たっては、接続率の推移について執行部の考えを確認しました。執行部によりますと、学校関係などの公共施設の接続も進み、進捗としては順調に進んでいると考えており、今後とも接続推進に鋭意努力するとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第60号議案平成25年度朝倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入総額3億9,411万7,000円、歳出総額3億9,349万4,000円となっています。本会計は6地区の農業集落排水事業、中島地区の小規模集合排水処理事業及び美奈宜の杜地区の地域排水処理事業の8地区に係る下水道の管理運営を行っています。農業集落排水事業は、計画していた主要な建設工事は完了し、現在は維持管理が主な事業になっています。歳入は使用料収入のほか、長寿命化対策事業に係る補助金、一般会計からの繰入金、歳出は維持管理費、起債の元利償還が主なものです。

審査に当たっては、使用料の収入未済額について額の増減の傾向とその対策を確認しました。執行部によりますと、現年度の収納率については向上しているが、過年度については横ばいであるということでした。徴収の考え方としては、過年度の徴収ばかりに目を向けると、逆に滞納額がふえる傾向があったため、納税者の対応については、まず現年度を優先して徴収し、支払いの余裕がある分について過年度分に充て、未済額を減らしていくという考え方であるということでした。また、賦課業務から督促、催告まで窓口業務委託の中で行っているとのことでした。

また、接続率の向上、有収水量の確保に関しても経営安定のため、重点課題であると認識しているとのことでした。

委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第61号議案平成25年度朝倉市個別排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額2億4,534万7,000円となっています。本会計は下水道の集合処理、区域外地域の市設置型合併処理浄化槽の設置、維持管理に係る事業です。平成25年度は甘木地区35基、杷木地区25基、計60基の設置を行い、管理基数は合計1,310基に達しています。歳入は使用料、浄化槽整備に係る国庫支出金、一般会計からの繰入金。歳出は建設事業費、維持管理費、起債の元利償還が主なものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第62号議案平成25年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出の決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額36万3,000円となっています。烏集院工業団地の管理業務として、調整池、緑地帯などの市有地部分の草刈り及び工業団地からの放流水の水質検査などを行いました。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第63号議案平成25年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

本事業は、昭和50年4月からキリンビール株式会社福岡工場への給水を行っているものです。まず収益的収入及び支出について、収入は同工場からの水道料金が主なもので、支出は職員7名分の人件費、両筑平野用水施設管理費負担金、減価償却費、消費税の納付及び施設の維持管理に係る経費などが主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、収入は両筑平野用水2期事業に係る負担金の一部をキリンビールが負担した額を受け入れたもの、支出は両筑平野用水2期事業の市の負担金です。

この結果、資本的収入が資本的支出額に不足する額は過年度分損益勘定留保資金で補填しています。当年度純利益は2,020万6,000円となり、これを前年度繰越利益剰余金に加算し、当年度未処分利益剰余金が2億970万5,000円となりました。これを建設改良積立金として全て積み立て、繰越利益剰余金をゼロとしています。積立金はキリンビールへの導水管の更新工事に充てる予定だということです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第64号議案平成25年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず収益的収入及び支出について、収入は水道料金、加入金、一般会計からの繰入金が主なもので、支出は職員5名分の人件費、持丸浄水場ポンプ修繕費、福岡県南広域水道企業団朝倉系送水施設建設負担金、県南水道事業団からの受水料金、減価償却費、消費税の納付、企業債の利子償還及び施設の維持管理に係る経費が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、収入は一般会計からの繰入金、支出は両筑平野用水2期事業の負担金、配水管布設工事費、企業債の元金償還などです。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収入調整額で補填しています。当年度純利益は7,011万8,000円となり、これを前年度繰越利益剰余金に加算し、当年度未処分利益剰余金が2億307万5,000円となりました。これを建設改良積立金として積み立て、繰越利益剰余金をゼロとしています。

審査に当たっては、資本的収支の建設改良費を補正予算で増額しているのに不用額が多い理由、収益的収支の営業収益がふえている理由、繰越金の内容について確認しました。執行部によりますと、建設改良費については増額の要因は、両筑平野用水2期事業の負担金の増額にあわせた補正、不用額の要因は下水道事業などの進捗にあわせて工事を行っている関係もあり、当初予定していた事業ができなかったためとのことでした。営業収益に

については、増額の要因は企業の使用水量が増加したため、繰入金は地方交付税の対象となる法定繰入金等であり、赤字補填のためではないとのことでした。

本委員会としては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第71号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてです。

今回の条例改正は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が公布され、支援給付の額の算定の対象者となる配偶者が特定配偶者に限定されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

審査に当たっては、対象者への周知の方法及び日本語がわからない方への配慮を確認しました。執行部によりますと、対象者は市営住宅の入居者になるので、順次確認や連絡をとりながら対応したい。また入居者の中には日本語がわからない方がいるが、家族や連帯保証人を通じて連絡などを行っているので、同様に対応したいとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第75号議案市道上の事故による損害賠償についてです。

本案は、市道上の事故によって相手側の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求められているものです。

執行部の説明によりますと、平成26年2月27日午後5時45分ごろ、相手側が市道東田草水線上を原動機付自転車で走行中、舗装面の穴に落ち込み、右前方に転倒し、右足、右腰、右胸部及び右手を強打し、並びに原動機付自転車のフレームを破損したということです。

審査においては、賠償金額の内訳を確認しました。また舗装の穴については補修済みであるということでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第76号議案市道路線の認定についてです。

認定する道路は、持田2号線、延長23.8メートル、幅員4.5メートルで、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条2項の規定により議会の議決を求められているものです。

本委員会では現地調査を行い、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第77号議案字の区域の変更についてです。

本案は、上秋月地区の県営土地改良事業に伴い、字の区域を変更する必要性が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求められているものです。

土地改良事業を行った場合、従来の境界が不明確なものになりますが、字が異なる土地は合筆できないため、整備後の新しい区域や地形にあわせて字の境界を変更する必要がある

るためです。

本委員会では図面等により区域の変更箇所を確認し、区域の変更は妥当であると考えられることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いし、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 5番稲富議員。

○5番（稲富一寛君） 恐れ入ります、訂正方、お願いしたいと思います。

第59号議案平成25年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出の決算の認定についてでございますが、この関係に関しまして、筑後川中流右岸流域関連公共下水道事業は、平成25年度に6,930メートルの管路を布設し、12.15ヘクタールの整備と報告されましたけれども、29.15ヘクタールの間違いでございますので、訂正方、お願いします。

以上です。

○議長（手嶋源五君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 中島秀樹君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第55号議案平成25年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第59号議案平成25年度朝倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第60号議案平成25年度朝倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第61号議案平成25年度朝倉市個別排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第62号議案平成25年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第63号議案平成25年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決

及び認定されました。

次に、第64号議案平成25年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第71号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第75号議案市道上の事故による損害賠償についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第76号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第77号議案字の区域の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時5分休憩

---

午前11時15分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、決算審査特別委員会に付託していた第53号議案を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

（決算審査特別委員長 梶原康嗣君登壇）

○決算審査特別委員長（梶原康嗣君） ただいま議題となりました第53号議案平成25年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてにつきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

平成25年度の一般会計の決算は、歳入総額294億6,988万6,000円、歳出総額289億1,178万円で、歳入歳出差し引き5億5,810万6,000円、実質収支では3億6,621万6,000円の黒字決算となっているものであります。これは前年度に比べ、歳入は6.2%、17億3,127万7,000円の増、歳出は8.7%、23億1,194万6,000円の増、実質収支は2億2,128万9,000円の減となっております。

審査に当たっては、予算の執行は議会の議決、法令等に従って適正かつ効率的に行われ、市民の福祉増進に役立ったかどうか、あるいは議会における予算審査、またはこれまでの決算審査の中で出てきた意見等の趣旨が十分生かされているかどうかといった観点から鋭意審査を行ったところであります。

本決算は、歳入面では市税において法人市民税の回復や県からの税源移譲に伴うたばこ税の増、地方交付税において普通交付税は両筑平野用水2期事業等により増となったものの、特別交付税は前年度に災害復旧費等の大幅な需要分が加算されていたため、大幅な減となり、臨時財政対策債を含めると2億8,700万円の減となりました。

歳出面では、平成24年の豪雨災害等による本格的な復旧事業や両筑平野用水2期事業負担金などに多くの経費が投入されました。これにより、歳入歳出ともに前年度を大きく上回り、過去最大の決算規模となりました。

これらの状況の中、国の地方財政措置により財源として有利な事業を行ったこと、合併特例債などの活用で後年度の一般財源の支出の縮減にも努められ、減債基金、財政調整基金の積み立てや繰上償還を行った上で黒字決算となっております。

本委員会といたしましては、本決算でも普通交付税等の合併優遇措置を約14億円受けていることを考慮すると、これらの優遇措置が終了する平成33年以降に備え、現在の行政評価の取り組みに基づく分析を推し進め、さらなる効率的な行財政運営に努めていただくことを要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願いを申し上げます。報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（決算審査特別委員長 梶原康嗣君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第53号議案平成25年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり認定されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた26請願第4号を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 柴山恭子君登壇）

○環境民生常任委員長（柴山恭子君） 皆さん、おはようございます。ただいま議題となりました26請願第4号につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

26請願第4号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願についてであります。

審査に当たりましては、執行部の出席を求め、手話と法律等の経過について説明を受けたところであります。それによりますと、日本では2011年、平成23年まで手話が法律上は

言語として認められていなかったことから、手話を言語として認める法律を制定しようという動きが出てきたとのことです。2006年、平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話が言語である旨、明記されており、日本は2007年、平成19年9月にこの条約に署名し、2014年、平成26年、ことし1月にこの条約を批准しました。この条約の署名から批准までの間に、障害に関する制度、政策が広く議論され、2011年、平成23年8月に障害者基本法が改正され、日本で初めて手話が言語であることを認める法律ができたとのことです。

本委員会といたしましては、聾者が言語として手話を自由に使い、活動していくためには、手話が言語であることを広く国民に知らせるべきであり、また、その環境整備のために早急な法整備が必要であると考え、本請願の趣旨に賛同し、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、26請願第4号の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、26請願第4号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、26請願第4号は採択することに決しました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた26請願第5号、第6号及び第7号を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 中島秀樹君登壇）

○建設経済常任委員長（中島秀樹君） ただいま議題となりました26請願第5号ほか2件につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、26請願第5号について報告します。

本請願は、政府で審議される予定である農業・農協改革の進め方いかんではJAグループの機能が低下し、これまで連携して取り組んできた水田農業を初めとする農業政策の推進、担い手の育成、管内畜産物ブランドづくり等の対応が困難になり、農業者への多大な影響が懸念されるため、現場の意見を反映し、一方的な価値判断による議論とならぬよう、国に対して意見書の提出を求められているものです。

審査に当たっては、執行部から国の農業・農協改革に関連した経過について説明を受けました。

本委員会としましては、農協改革は必要であるが、国の意向も踏まえながら農家の要望に応えられるべく、JAがさらなる自己改革を行っていくことを期待して、本請願の趣旨に賛同し、全員一致により採択すべきものと決しました。

次に、26請願第6号について報告します。

本請願は、建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題を早期に解決することを働きかけるため、国に対して意見書の提出を求められているものです。

審査に当たっては、執行部からアスベスト使用の歴史や被害の現状、またアスベストを除去していく対策などについて説明を受けました。

本委員会としましては、国の責任で被害者の救済を進めることは必要であることから、本請願の趣旨に賛同し、全員一致により採択すべきものと決しました。

次に、26請願第7号について報告します。

本請願は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律において義務づけられた耐震化の向上については多額の費用を要することが予想され、また、これらの耐震化を円滑に推進するに当たっては、当該建物の所有者はもとより、広く国民に対して当改正法の内容の周知と理解促進を図ることが重要であり、ホテル、旅館等の建築物の耐震化を円滑に推進するため、予算の確保、金融支援の充実等、必要な財政支援の強化を図るとともに、耐震診断結果の公表時期、表示制度及び耐震対策緊急促進事業の延長を求めるため、国に対して意見書の提出を求められているものです。

審査に当たり、執行部から建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の改正内容や、市内の対象となる建築物の件数等について説明を受けました。

審査の中で、この請願の趣旨や要望している内容が不明確であるとの意見が出されたため、正副委員長が紹介議員に確認をしました。さらに、より詳細に請願の趣旨を明確化するために、請願者に委員会での説明を求めました。これにより、請願者が参考人として本委員会に出席し、請願の趣旨や国に求める政策の具体的な内容について詳細な説明を受けました。請願者によりますと、この請願の動きは全国的なものであり、耐震対策を行う必要性は十分に理解しているが、耐震改修等に多額の費用がかかる現状を理解していただき、

国に対して耐震改修に係る補助金の増額、金融支援の充実、耐震診断結果の公表時期、表示方法についての慎重な議論、耐震対策緊急促進事業の期間延長を要望されているとのことでした。

本委員会としましては、請願者より説明を受けて、請願の背景や国に求める施策など深く理解できたことから、本請願の趣旨に賛同し、全員一致により採択すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、請願の趣旨に基づいた意見書を後ほど提出いたしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 中島秀樹君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、26請願第5号農業・農協改革に関する請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、26請願第5号は採択することに決しました。

次に、26請願第6号建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済、解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、26請願第6号は採択することに決しました。

次に、26請願第7号ホテル、旅館等建物の耐震化の促進に関する意見書の提出を求める

請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、26請願第7号は採択することに決しました。

次に、第65号議案の審議を行います。

それでは、第65号議案平成26年度朝倉市一般会計補正予算(第2号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

---

午前11時42分再開

○議長(手嶋源五君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加議案等の上程を行います。

本日市長から議案1件の送付を受けたほか、環境民生常任委員会より意見書案1件、建設経済常任委員会より意見書案3件、議会運営委員会より発議案1件が提出されました。

これを一括上程し、まず市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(森田俊介君) 皆様方には連日の御審議、まことにありがとうございます。

ただいまから本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

第78号議案人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員、泉 俊三の任期が平成26年12月31日に満了することに伴い、新たに田中憲一を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御

同意いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(手嶋源五君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 次に、意見書案について、提案理由の説明を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 柴山恭子君登壇)

○環境民生常任委員長(柴山恭子君) それでは、意見書案第6号につきまして、委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました26請願第4号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書の趣旨に沿いまして提出した次第であります。

何とぞ御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

(環境民生常任委員長 柴山恭子君降壇)

○議長(手嶋源五君) 建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 中島秀樹君登壇)

○建設経済常任委員長(中島秀樹君) ただいま議題となりました意見書案第7号、第8号及び第9号につきまして、委員会を代表いたしまして提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました26請願第5号農業・農協改革に関する請願書、26請願第6号建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済、解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願書及び26請願第7号ホテル、旅館等建物の耐震化の促進に関する意見書の提出を求める請願書の趣旨に沿いまして提出した次第であります。

何とぞ御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げて、説明を終わります。

(建設経済常任委員長 中島秀樹君降壇)

○議長(手嶋源五君) お諮りいたします。発議案第3号については、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いをいたします。

午前11時46分休憩

---

午前11時48分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第78号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第6号手話言語法制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第7号農業・農協改革に関する意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第8号建設業従事アスベスト被害者の早期救済を図ることを求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第9号ホテル、旅館等建物の耐震化の促進に関する意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。発議案第3号については質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。意見書案第6号、意見書案第7号、意見書案第8号及び意見書案第9号並びに発議案第3号については会議規則第35条第2項の規定により、78号議案については会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第78号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり同意されました。

次に、意見書案第6号手話言語法制定を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第7号農業・農協改革に関する意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第8号建設業従事者アスベスト被害者の早期救済を図ることを求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第9号ホテル、旅館等建物の耐震化の促進に関する意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。発議案第3号については、討論を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第3号議員の派遣についてを議題とし、採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

なお、この際、お諮りいたします。ただいま議決した発議案第3号については、諸般の事情により変更する場合には議長に一任を願いたいと思えますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、平成26年第3回朝倉市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時54分閉会